

3 文科高第 3 7 6 号
令和 3 年 7 月 2 日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長

文部科学大臣
萩 生 田 光 一

国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）

国立大学法人法第 3 1 条の 4 の規定に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容を、国立大学法人については別紙 1、大学共同利用機関法人については別紙 2 のとおり決定したので通知します。

< 担当 >

（国立大学法人に関しては）

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課
国立大学戦略室

TEL:03-5253-4111（代表）（内線 2002）

（大学共同利用機関法人に関しては）

文部科学省研究振興局学術機関課
評価・調査分析係

TEL:03-5253-4111（代表）（内線 4301）

国立大学法人の第 3 期中期目標期間終了時における 組織及び業務全般の見直しについて

令和 3 年 7 月 2 日
文部科学大臣決定

国立大学法人法第 3 1 条の 4 の規定に基づき、国立大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置について、以下のとおり決定する。

併せて、これに基づいて、国が総体としての国立大学法人に求める役割や機能を明確化する観点から、第 4 期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱を別添のとおりに決定し、第 4 期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるよう、国立大学法人に求めることとする。

第 1 国立大学法人の現状

1 国立大学の使命

国立大学法人が設置する国立大学はこれまで、世界最高水準の教育研究の先導、計画的な人材育成、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究、イノベーションや知の多様性の源泉となる学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等の役割とともに、地域の教育研究の拠点としての役割を担ってきた。

これらは国立大学としての基本的な役割であり、将来に向けて更なる発展を重ねながら、引き続き担うべきものである。併せて、今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による影響等を含め、社会変革が不可逆的に進行していく中で、国立大学には、新たな社会において自らが果たすべき役割を改めて認識し、その役割を果たすために必要な機能を拡張していくことが求められる。

2 国立大学法人のこれまでの取組

国立大学においては、平成 1 6 年の法人化以降、組織編制等の運営面や財務面において裁量が拡大したことに伴い、学長のリーダーシップによる機動的な法人経営体制の整備やそれに基づく教育研究の活性化など、各法人の強みや特色を生かした様々な改革に取り組んできた。また、国においても、例えば第 3

期中期目標期間において、各法人の機能強化の方向性に応じて運営費交付金を重点配分する仕組みや世界最高水準の卓越した教育研究を展開する法人を指定する指定国立大学法人制度を導入するなど、各法人における改革を促し、後押しするための措置を講じてきたところである。

これらにより、国立大学法人及びその設置する国立大学は、学問分野や国境、世代を越えたあらゆる知の集積拠点として発展を遂げてきたものの、一方で、第4期中期目標期間を迎える今現在に至っても、法人化当初に描いた「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学」の姿は未だ実現の途上にあり、更なる発展に向けた取組を強力に進めていくことが求められる。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに当たっては、憲法で保障されている学問の自由や、大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性への配慮や自主性・自律性の確保の必要性等に留意する必要がある。

このため、国立大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討とその結果に基づいて講ずる措置としては、文部科学大臣が見直し内容を示すとともに、それに基づいて、国が総体としての国立大学法人に負託する役割や機能に関する基本的事項を国立大学法人中期目標大綱として提示することを中心とする。

その際、見直し内容及び国立大学法人中期目標大綱については、個々の法人ごと又は各法人の具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての法人を対象として一般的に示すこととする。そのため、その内容は、全ての法人に一律に実施することを求めるものではなく、中期目標の実際上の作成主体である各法人において、目指す機能強化の方向性に応じて、中期目標及び中期計画の素案等に適切に反映することを求めるものとなる。

2 基本的な方向性

第4期中期目標期間に向けて、国立大学法人には、これまでの大学像に留まることなく、社会の様々なステークホルダーと関わり合いながら自律的な発展を続け、新しい価値を共創する経営体へと転換することで、我が国の社会変革を駆動し、先導する役割を期待する。

その観点から、国としての必要な関与と国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた国立大学法人と国との関係における新たな枠組みを構築するため、国立大学法人中期目標大綱を示すこととする。その上で、各法人に対しては、その中から、6年間で自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、これまで以上に、機能の質的向上を目指し、中期計画において、自ら高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や目標の達成を検証することができる指標を明記すること等を通じて、自らの進むべき方向性を社会に提示することを求めるものである。

第3 国立大学法人の組織及び業務全般の見直し

令和2年12月に国立大学法人評価委員会が取りまとめた「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」を踏まえ、第4期中期目標期間に向けた見直し内容を以下のとおり示す。

この見直し内容は、別に示す国立大学法人中期目標大綱の基本的な考え方となるものであり、各法人においては、この見直し内容に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案に反映することを通じて、意欲的・戦略的な取組を実現していくことが求められる。

1 組織の見直し

(1) 社会を先導する教育研究組織改革

- ・ これからの社会においては、学問分野を越えた専門知の融合・組み合わせが求められることから、文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材の育成に向けて、それぞれの強みや特色を生かした教育研究組織改革やカリキュラム編成に積極的に取り組むこととする。その際、学部等連係課程等による従来の学部・研究科の枠を越えた機動的かつ柔軟な学位プログラムも積極的に活用していくことが必要である。

特に、データサイエンス等の基礎的な素養を備え、情報・データの意味を正しく理解し、活用することで、新しい価値を創造する力の育成に向けて、文理を越えた基盤的なリテラシーとなる数理・データサイエンス・AI教育を全ての学生に展開していくことが重要である。

- ・ 知識集約型社会において、大学院には、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する中心的な役割が期待される。その期待に応えていくため、特に博士後期課程において、社会のニーズを視野に入れつつ、カリキュラムギャップや進学率の低下、定員の未充足等の課題を解決した上で、アカデミアのみならず産業界や地域社会でも活躍できる博士号取得者を輩出するために、大学院の充実を図ることとする。
- ・ 社会の変化や技術革新に対応し、教員としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成系学部・教職大学院・附属学校が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むこととする。また、教員養成系学部については、第3期中期目標期間中の有識者会議や中央教育審議会の報告等を踏まえ、地域の教員需要の推移等に応じて入学定員を見直すとともに、学科間・大学間で教職課程を共同で実施する新しい仕組みの活用等を通じた教員養成機能の連携・集約により、地域の教員養成機能の維持・向上に取り組むこととする。
- ・ 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点について、個々の大学の枠を越えた各分野の中核的研究拠点としての更なる機能強化に向けて、学外の多様な研究組織とのネットワーク化や国際的な研究体制の整備に向けた再編など、組織改革に積極的に取り組むこととする。
- ・ その他の組織についても、大学の将来のビジョンを学内で共有しつつ、その必要性等について不断に検証・検討することのできる体制を確立し、必要に応じて、大学間連携や学内資源の重点投資、入学定員の見直し等を通じ、柔軟かつ機動的な教育研究組織改革を実施していくこととする。

特に、18歳人口が大きく減少していくことが見込まれる一方で、大規模な社会変革が進む中、新たな人材や価値の創造が求められる国立大学において、自らの強みや特色を有効に発揮するとともに、国全体や地域のニーズに応え得る適正な規模等について、社会人や留学生の積極的な受入れを含めて検討し、将来的にあるべき大学の姿を模索していくことが重要である。

(2) 大学間連携による機能強化

第3期中期目標期間において、法人間・大学間の連携や統合を促進する仕組みとして一法人複数大学制度が導入されるとともに、国公私の枠組みを越えた連携制度である大学等連携推進法人制度が創設され、また、大学等、地方公共団体、産業界等との恒常的な連携体制として、地域連携プラットフォーム

ームの構築の重要性が指摘されているところである。知のプラットフォームとしての国立大学法人が総体として有するポテンシャルを発揮していくため、これらの制度の積極的な活用を検討することとする。

2 教育研究、法人運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

① 教育改革に向けた不断の取組

教育研究の内容について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による教育研究組織ごとの現況分析等の結果を十分踏まえ、自主的に見直しを行うこととする。

我が国の将来を担う人材を育成することが、国立の高等教育機関として課せられた重大な責務であり、それを実質的に担保し、大学教育の質を保証するためには、学部・学科等の学位を授与する課程レベルのみならず、大学レベルでの内部質保証を推進することが必要であり、そのために大学として全学的な教学マネジメントを確立させることが求められる。その確立に当たっては、各大学が、学長のリーダーシップの下で、

- ・ 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を大学全体又は学位プログラム共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことを通じて不断の改善に繋げること
- ・ 学生の学修成果に関する情報や大学の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用すること

等により、適切なP D C Aサイクルを構築することが重要である。

また、大学が、産業界や地域社会等の外部からの期待に対し、積極的に説明責任を果たしていく観点から、大学の教育成果の可視化を進めるとともに、教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報を積極的に公表していくこととする。

基礎的素養と専門知識の応用力等を培うコースワークの充実や、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムである研究科等関係課程を活用するとともに、企業と共同でのカリキュラム編成や、共同研究等の産学連携の場を活用するなどして大学院教育の充実を図ることとする。

② デジタル技術の活用等による教育研究の質の向上

ポスト・コロナにおける新たな社会に向けて、デジタル技術を有効活用し、オンライン・リモートによる学びとキャンパスにおける対面の学びを効果的に組み合わせた新たな講義、実験・実習等により、教育の質の向上を実現していくこととする。

また、一法人複数大学制度や大学等連携推進法人制度等の枠組みも活用しながら、各大学の強みを生かし、大学共同利用機関法人も含めた大学間の連携体制を構築し、1つの大学単独では有し得ない教育研究資源の共有により、教育研究機能の充実・強化を図ることとする。その際に、デジタル技術等を活用した教育基盤の共有体制を構築することで、効果的で質の高い教育の実現を目指していくことが重要である。

これらをはじめとした活動を支える基盤として、学内情報ネットワークや附属図書館等の知識・情報基盤の高度化・高機能化を図ることが必要である。

③ 学生支援機能の充実・強化

性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、また、社会人や留学生を含め、多様な学生を受け入れるとともに、他大学との連携による推進等、それぞれの特性に応じた修学支援体制や教育研究環境の整備を効果的に進めることとする。

また、博士課程学生を中心とした大学院生について、多様な財源を活用した学内奨学金やTA・RA制度の充実等を通じて、処遇の改善を図るとともに、産業界や地域社会とも連携しキャリア構築の支援に組織的に取り組むこととする。

④ 高等学校と大学の連携・接続

自らの求める学生像を提示し、その育成のために高校教育に何を求めるかを明確にするとともに、高校教育の実態を把握し、それを大学教育の改善・充実につなげていくなど、従来の社会貢献の枠を越えた高大連携を推進することとする。

入学者選抜について、引き続き、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働して学習する態度」等を適切に評価する多面的・総合的な選抜への転換を進めることとする。

⑤ 価値創造の源泉たる基礎研究・学術研究の振興

国立大学を現在の知の集積拠点たらしめているのは、創設期から脈々と受け継がれてきた基礎研究・学術研究の成果である。知識集約型社会におけるこれらの重要性を踏まえ、価値創造の源泉である基礎研究・学術研究の卓越性と多様性を戦略的に強化することとする。

そのために、競争的研究費や民間資金を含めた外部資金も活用しながら、挑戦的・長期的・分野融合的な研究の奨励、ポストドクター等の若手研究者の自立的・安定的なポストの確保とキャリア開発の支援、世界最高水準の研究環境の実現、共同利用・共同研究体制の強化、国際連携・国際頭脳循環の強化等に取り組むこととする。

⑥ イノベーション創出に向けた産学連携の推進

社会からの負託に応え、蓄積された知を最大限に活用し、イノベーションへとつなげていくため、産業界や地域社会との連携の下、国立大学が中心となった大学の研究成果の事業化や大学発ベンチャーの創出等が持続的に行われる環境の整備やその担い手となる人材の育成を推進し、大学を核とした知識集約型社会への転換を加速させていくこととする。

さらに、産業界との連携を強化するため、研究シーズの公表やオープン・アンド・クローズ戦略を踏まえた研究データの共有等による学内研究の「見える化」の徹底や、産学連携窓口を一本化すること等により、教員個人から大学全体としての組織的な取組への転換を進めることとする。

⑦ 地域の担い手の育成等による地域経済・社会の活性化

全国的な高等教育の機会を確保するという国立大学としての役割を担保した上で、特に高等教育機関への進学率が低い地域や、人口減少が顕著に見込まれる地域においては、地域連携プラットフォーム等の枠組みも活用しつつ、他の大学、地方公共団体、産業界等とも連携しながら、地域の担い手となる人材を育成・輩出し、地域経済・社会の活性化に向けた取組を進めることとする。

⑧ リカレント教育の推進

オープンエデュケーションを推進するとともに、産業界等のニーズを反映しながら、その人的支援も得て、新たな社会において求められる知識と技能

を備え、即戦力となる人材を養成するための実践的なリカレント教育を充実することとする。

⑨ グローバルな教育研究環境の整備

国際的に活躍できる人材を育成・輩出する国際的な頭脳循環拠点としての地位を確立し、世界と伍していくため、国内外を問わず、優秀な人材の呼び込みや日本人学生の海外派遣の促進、オンラインの活用を含めた国際的な教育連携や共同研究、学事暦の柔軟化等、全学的にグローバルな教育研究環境の整備を加速させることとする。

また、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすために、海外ネットワークへの積極的な参画・構築や、ジョイント・ディグリー等の高度で多様な連携プログラムの活用、教育インフラの輸出等、ポスト・コロナを見据えた戦略的な国際展開を積極的に進めることとする。

⑩ 多様な人材の積極的な登用

学問分野や国境、世代を越えた知の集積拠点である国立大学には、構成員の多様性が求められる。各大学は、構成員の多様性を確保することにより何を目指すのかということについて明確な方向性を示した上で、引き続き、女性や若手、外国人等をはじめ、多様な人材の登用を積極的に進めるとともに、活躍できる環境を整備していくこととする。

⑪ 附属学校の存在意義の明確化

附属学校は、学部・研究科等における教育研究に組織的に協力することや、教育実習の実施への協力を行うこと等を通じて、附属学校の本来の設置趣旨に基づいた活動を推進するとともに、その規模や在り方を検討し、最新の教育課題に率先して取り組む地域のモデル校としての役割等、存在意義や役割及び特色を明確にすることとする。

⑫ 附属病院の機能強化

附属病院は、高度医療を提供する医療人を養成するとともに、質の高い研究を行う教育研究機関であるとの基本的認識を踏まえつつ、診療参加型臨床実習など卒前教育と卒後教育の一体的な推進や、研究の安全性・信頼性を確保しつつ世界トップレベルの研究をはじめとする医薬品や医療技術の研究開

発を推進することとする。

また、安全に高度医療を提供するとともに、各地域の医療需要等を踏まえ、都道府県等と主体的に連携を図り、医師偏在を解消し持続可能な地域医療体制を構築することとする。さらに、教育研究機関でもある大学病院においては、医療従事者の働き方改革の推進など適切な労務管理を行いつつ、社会の変化を踏まえ技術革新の成果を取り入れるなど、持続的な病院運営を行うこととする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

① 学長を中心としたガバナンスの強化

国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況の確認結果等も活用しながら、各法人において、自らのガバナンス体制を絶えず見直していくことで、学長のリーダーシップの下で、強靱なガバナンスを構築することとする。

その際、コンプライアンスや内部通報・外部通報等の自らを律する内部統制の仕組みを整備するとともに、各法人の実情に応じて、その有する機能を最大限発揮できるガバナンスを確保することが重要であり、例えば、学外者の経験と知見を生かした執行体制の整備や法人経営に必要な能力を備える人材の計画的な育成・確保、社会の変化に応じた高度な専門職の登用・配置等を充実することとする。

監事は、財務会計だけではなく、法人の経営全体が適切かつ効率的に機能しているかについて監査することが求められている。監事のうち少なくとも1名を常勤とする法改正の趣旨を踏まえつつ、監事の支援体制の整備・充実等により、より効果的・明示的に牽制機能を果たすための体制を整備することとする。

② 人事給与マネジメント改革の総合的な推進

教育研究機能の強化に向けて、人的資源を最大限に活用するため、年齢構成の適正性の確保や人材の多様性を勘案した中長期的な人事計画の策定、意欲や能力を引き出すことを目的とした適切な業績評価と処遇への反映やそれを軸とした新たな年俸制の適用、さらには、若手教員の雇用確保や外部資金の人件費への活用及びこれらを念頭においたテニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の効果的活用等、人事給与マネジメント改革を総合的に推進することとする。

③ 自律的な経営に向けた体制の強化

各法人の実態や目指す方向性を踏まえつつ、適切な会計マネジメントの下、外部資金の獲得や寄附金等に加え、規制緩和措置を踏まえた適切なリスク管理に基づく、効果的な資産運用や保有資産の積極的な活用等を通じて、財源の多元化を進めることとする。

国（国立大学法人評価委員会）による毎年度の業務実績に係る評価を行わないこととする法改正の趣旨を踏まえた上で、国立大学法人には多額の公的な資金が投入されていること、その存立は社会からの負託によるものであることを認識し、社会への説明責任を果たすため、客観性と外部性を確保しつつ、徹底した自己評価を自ら実施してその結果を公表するとともに、大学版 I R（Investor Relations）機能を積極的に導入することとする。

④ 効果的・効率的な業務運営に向けたデジタル化の推進

デジタル技術の活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて機能を高度化するとともに、そのために必要な業務運営体制を整備するなど、業務のデジタル化を一層進めることとする。

⑤ 共創の拠点としてのキャンパス・教育研究設備の整備

教育研究の機能強化と、地域・社会・世界への一層の貢献のため、キャンパス全体を、多様な学生・研究者との共創や地域・産業界との共創の拠点とすることが重要であり、その実現を目指す観点から、施設について、老朽改善整備による長寿命化等の計画的な施設整備の実施、施設マネジメントの推進、多様な財源の活用等に取り組むとともに、教育研究設備について、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用等に取り組むこととする。

⑥ 研究不正・研究費不正の事前防止と事後対応

社会からの負託を受けて研究を遂行する国立大学法人は、研究及びそのための研究費の使用に関して、適正性・公正性を厳格に担保する必要がある、引き続き、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、研究不正・研究費不正の根絶に向けた組織的な取組をより一層徹底することとする。

⑦ 情報セキュリティの確保

現在の社会において、情報・データの価値が高まる一方、サイバー攻撃や情報管理の不徹底に起因するセキュリティインシデントも多数発生している現状を踏まえ、既の実施している技術的対策や物理的対策をはじめ、組織や業務体制、学内規則、人材の確保・育成を含めた人的対策等、情報セキュリティ対策全体の抜本的な見直し・強化を図ることとする。

(3) 指定国立大学法人における世界最高水準の教育研究環境の実現

指定国立大学法人は、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことが求められており、教育や研究等の全ての面において世界最高水準となることを目指し、上記に掲げる見直し内容を含めて、既存の枠を越えた改革を率先して推進することとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直し等

国立大学法人運営費交付金について、「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」の審議まとめでは、次のような提言がなされている。

- ・ 第4期では、国立大学が、我が国社会の公共財として、学術的価値だけでなく、社会、経済、国民生活等の進歩にどれだけ影響を与えることができるかということ国民・社会に説明して理解を得ていくことが必要であり、それを促進するため、運営費交付金において、各大学が社会的なインパクトを創出する取組を分析し、戦略的な強化に取り組むことを、6年間の中期目標期間を通じて後押しする仕組みとして「ミッション実現戦略分」を導入する。
- ・ 第4期において、国立大学が自律的・戦略的な経営を進め、ミッション実現を加速していくためには、定常的な活動に止まることなく、新たな活動展開が求められることを踏まえ、新たな教育研究組織整備や、国立大学に共通する課題等に対応する取組に対する支援については、第3期に引き続き実施する。

- ・ こうしたミッション実現を支援するための一定の財源を確保しつつ、学内資源の再構築を促すため、第3期に引き続き、第4期においても係数の仕組みが必要である
- ・ 運営費交付金の中で、一層の改革へのインセンティブとして、国立大学の活動全体の実績等について、共通指標により客観的に評価を行い、その結果に基づいて配分する部分も必要であることを踏まえ、令和元年度から導入した「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について、アウトカム重視の指標への厳選や評価に当たってのグループ分け等について必要な見直しを行った上で、第4期を通じて運用する。

上記の提言等を踏まえ、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の構成、配分等の在り方について、必要な見直しを行う。

2 国立大学法人法の一部改正

第4期中期目標期間に向けて、国立大学法人の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）等により以下の措置を講ずる。

（1）国立大学法人のガバナンスの見直し

監事の監査体制を強化するため、常勤監事を必置とするとともに、学長の職務執行について一層の透明性を確保するため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること。

（2）評価指標の設定及び年度評価の廃止

中期計画の達成状況を可視化し、適正な業務運営を担保するため、中期計画に評価指標を記載することとするとともに、自律的な法人運営の実現を図るため、国による法人評価は、中期目標期間を通じた評価のみを実施することとし、毎年度の業務実績に係る評価を廃止すること。

併せて、各法人に対して、国立大学法人中期目標大綱及びそれに基づく各法人の中期目標・中期計画に基づいて徹底した自己点検・評価の実施及び公表を求めることとすること。

(3) 国立大学法人による出資の範囲の拡大

国立大学法人の研究成果の社会還元及び財源の多様化による国立大学法人の財政基盤の強化のため、国立大学法人による出資の範囲を拡大すること。

3 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

各法人の自主性・自律性を尊重しつつ、第3に示す見直し内容及びそれに基づいて国が示す国立大学法人中期目標大綱が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に適切に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、必要に応じて中期目標・中期計画の素案の修正を求めるなどの措置を講じる。

第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱

国立大学法人は、平成16年4月の法人化以降、3期にわたる中期目標期間を経て、学問分野や国境、世代を越えたあらゆる知の集積拠点として発展を続けてきた。しかしながら、昨年末に取りまとめられた国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめにもあるように、第4期となる中期目標期間を迎える今現在に至っても、法人化当初に描いた「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学」の姿は未だ実現の途上である。

本大綱は、そのような状況を踏まえつつ、国立大学法人の更なる発展を期待し、我が国における様々な社会課題の解決に資する新たな知の創出と知識集約型社会を牽引する人材育成を担う中核として位置付けた上で、国としての必要な関与と国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた国立大学法人と国との関係における新たな枠組みを構築するため、第4期中期目標期間において、国が国立大学法人に負託する役割・機能を明らかにするものである。

従来の延長線にはないニューノーマルな社会への転換期において、各法人が、その多様かつ重厚な知的資産を以て、我が国が掲げる成長戦略に基づく持続的な発展を実現していくための駆動力となるとともに、世界を導く新たな価値を創造し、国際社会で確固たる存在感を示すための意欲的・戦略的な計画を策定することに期待したい。

国立大学法人が設置する国立大学は、明治期の創設以来、現在に至るまで、全ての都道府県に戦略的に配置された国立の高等教育機関として、質の高い高等教育の機会を広く提供することを通じて、国家を担い、地域を支え、社会のあらゆる分野を主導し、活躍する人材を育成・輩出してきた。併せて、世界最高水準の教育研究を先導し、社会変革を促すイノベーションや知の多様性の源泉となる学問分野の継承・発展、更にはそれらを基盤とした新たな知の創造等にも主たる貢献を果たしており、以て、均衡ある知の発展に大きく寄与してきた。

国立大学は、学術の中心として、学問を通じ、言語や文化等を越えて様々な障壁を克服し、人類社会全体を持続的発展へと導く力を有している。これらは、時代の変化に依らず、国からの負託に基づいて国立大学が担うべき基本的な役割、国立大学の存在意義とも言うべきものであり、我が国として、更なる発展を重ねながら、将来社会に受け継いでいくべきものである。

一方で、現在、我が国は、気候変動やエネルギー等をはじめとした地球規模の課題に加えて、少子高齢化やそれに伴う生産年齢人口の減少、都市部への人口集中や地方・地域の疲弊等の課題に相対する課題先進国であるものの、それらの課題に対処するためのグローバル化やデジタル・トランスフォーメーション（DX）、更にはそれらを基礎とした産業・社会構造の変革等も十分には進んでおらず、必ずしも世界に先駆けて課題解決を実現している状況にはない。こうした中で、全ての都道府県に設置されている国立大学には、社会の様々なステークホルダーとの相互関与、連携等により新しい価値を共創する経営体へと転換し、我が国、そして、各地域における中核として、また、国内外の様々な主体をつなぐネットワーク・ハブの基盤インフラとして、我が国の経済社会メカニズムを転換する駆動力としての役割が期待されており、従来担ってきた役割に留まらず、その機能を拡張していく新たな段階を迎えている。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、国際社会に大きな影響をもたらし、未だその先行きを見通すことができない状況にある一方で、その克服に向けた新たな国際協調と競争環境を生み出し、現在、我が国も、その大きな協調と競争の渦中にある。その中であって、我が国は、グリーン社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をはじめ、SDGs（持続可能な開発目標）への取組やESG投資¹等の公共的な価値への投資など、経済と環境の好循環を成長戦略の柱とし、ポスト・コロナにおける新たな社会に向けた挑戦を続けており、未知の脅威に晒されている今こそ、公共財たる国立大学には、我が国が掲げる成長戦略に基づく持続的な発展のための切り札として、その本領を發揮し、目指すべき社会の実現に積極的に寄与していくことが強く求められるところである²。

各国が鎬を削り、目指す先にあるものは、これまでの延長線にはない、ニューノーマルな社会であり、大学セクターを含め、世界の競争環境に取り残されつつあった我が国にとって、新たな社会に向けた挑戦は、困難であることは勿論であるが、それと同時に、ニューノーマルに適合した社会への転換を図り、国際社会に確固たる存在感を示す大きな好機と捉えるべきである。

その意味で、令和4年度から始まる国立大学法人の第4期中期目標期間は、国立大学法人にとって、また、我が国にとっても大きな分水嶺となる。

国立大学は、その創設以来、脈々と受け継がれてきた、多様かつ重厚な知的資産を備えており、国立の高等教育機関として、我が国が掲げる成長戦略に基づく持続的な発展を志向し、上記に掲げる基本的な役割の更なる充実・高度化を図っていくことが求められる。それと併せて、第4期中期目標期間においては、国からの負託に留まらず、広くは社会からの信頼に存立基盤を有する国立大学法人として、自らのステークホルダーとしての社会からの期待に応えていくため、自律的な経営体として発展しながら、その持てる可能性を最大限活用して従来のを打ち破り、機能を拡張していくことで、我が国が挑む新たな社会に向けた挑戦を先導することを期待する。それにより、国立大学法人が社会からの更なる信頼を獲得し、投資を呼び込む好循環を構築することで、社会変革の駆動力として成長し続ける経営体に転換することが期待されることであり、国としても、そのための環境構築に責任を持ち、国立大学法人が国のパートナーとして自らの裁量で機能を拡張し、対話を重ねながら、社会との共創による新たな社会に向けた取組を進めていくことを積極的に推進するものである。

その観点から、第4期中期目標期間において、国から国立大学法人に負託する役割・機能及びその發揮のために求められる体制の整備等に係る方向性について以下のとおり示す。これらを踏まえた上で、各法人において、自らの強み・特色を生かして果たす役割や機能をミッションとして位置付け、その達成のために全学を挙げて取り組む戦略的な取組及びそのための機能拡張の方向性等を明確にした上で、それらを第4期中期目標期間における中期目標・中期計画として策定し、自らが目指す方向性（ビジョン）についてステークホルダーを含む社会に対して明確に提示していくことを求めたい。

¹ 環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資

² 「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体～」p.2～3（国立大学法人に期待する役割や機能）参照

I 教育研究の質の向上に関する事項【20項目】**1. 社会との共創【3項目】**

- ✓ 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①
- ✓ 世界トップクラスに比肩する研究大学を目指して、戦略的に国際的なプレゼンスを高める分野を定め、国内外の優秀な研究者や学生を獲得できる教育研究環境（特別な研究費、給与等）を整備する。併せて、データ基盤を含む最先端の教育研究設備や、産学官を越えた国際的なネットワーク・ハブ機能等の知的資産が集積する世界最高水準の拠点を構築する。②
- ✓ 我が国の持続的な発展を志向し、目指すべき社会を見据えつつ、創出される膨大な知的資産が有する潜在的可能性を見極め、その価値を社会に対して積極的に発信することで社会からの人的・財政的投資を呼び込み、教育研究を高度化する好循環システムを構築する。③

2. 教育【10項目】

- ✓ 国や社会、それを取り巻く国際社会の変化に応じて、求められる人材を育成するため、柔軟かつ機動的に教育プログラムや教育研究組織の改編・整備を推進することにより、需要と供給のマッチングを図る。④
- ✓ 学生の能力が社会でどのように評価されているのか、調査、分析、検証をした上で、教育課程、入学者選抜の改善に繋げる。特に入学者選抜に関しては、学生に求める意欲・能力を明確にした上で、高等学校等で育成した能力を多面的・総合的に評価する。⑤
- ✓ 特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。（学士課程）⑥
- ✓ 研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。（修士課程）⑦
- ✓ 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。（博士課程）⑧
- ✓ 特定の職業分野を牽引することができる高度専門職業人や専門職を担う実践的かつ応用的な能力を持った人材など、社会から求められる人材を養成する。（専門職学位課程、学士（専門職）課程）⑨
- ✓ 医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業

分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩

- ✓ データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AI など新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。⑪
- ✓ 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫
- ✓ 様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、学生が安心して学べる環境を提供する。⑬

3. 研究【4項目】

- ✓ 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内発的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭
- ✓ 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮
- ✓ 産業界等との連携・共同によりキャリアパスの多様化や流動性の向上を図り、博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者が、産学官の枠を越えた国内外の様々な場において、自らの希望や適性に応じて活躍しその能力を最大限発揮できる環境を構築する。⑯
- ✓ 若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。⑰

4. その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項【3項目】

- ✓ 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑱
- ✓ 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。（附属学校）⑲
- ✓ 世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。（附属病院）⑳

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項【2項目】

- ✓ 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑳
- ✓ 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。㉑

III 財務内容の改善に関する事項【1項目】

- ✓ 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。㉒

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項【1項目】

- ✓ 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。㉓

V その他業務運営に関する重要事項【1項目】

- ✓ AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉔

大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間終了時における 組織及び業務全般の見直しについて

令和 3 年 7 月 2 日
文部科学大臣決定

国立大学法人法第 3 1 条の 4 の規定に基づき、大学共同利用機関法人の組織及び業務の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置について、以下のとおり決定する。併せて、これに基づいて、国が総体としての大学共同利用機関法人に求める役割や機能を明確化する観点から、第 4 期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱を別添のとおりに決定し、第 4 期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるよう、大学共同利用機関法人に求めることとする。

第 1 大学共同利用機関法人の現状

1 大学共同利用機関法人の使命

大学共同利用機関法人はこれまで、設置する各大学共同利用機関が国公立全ての大学の共同利用の研究所として、個々の大学では整備・運用が困難な研究資源を大学等の研究者の利用に供することにより、特定の研究分野について、大学の枠を越えた大規模学術プロジェクトや国際的な共同研究の推進を通じ、異分野の融合と新分野の創成を図るとともに、全ての学問分野に共通する学術基盤の構築や将来を担う若手研究者の育成に貢献してきた。

一方で、近年のグローバル化や情報化に伴い、研究力向上に係る国際的競争の激化や国際交流による新たな価値の創造が急速に進む中で、我が国においても、共同利用・共同研究体制の強化を含め研究力向上に向けた一層の改革を総合的に展開する必要がある。

大学共同利用機関法人は、新型コロナウイルスの感染拡大の中で浮き彫りとなった課題、見出した新たな可能性等も踏まえつつ、新たな社会において自らが果たすべき役割を改めて認識し、共同利用・共同研究体制の在り方を先導する観点から必要な機能強化を行うことが不可欠である。

2 大学共同利用機関法人のこれまでの取組

大学共同利用機関法人においては、平成 1 6 年の法人化以降、組織編制等の

運営面や財務面において裁量が拡大したことに伴い、機構長のリーダーシップによる機動的な法人経営体制の整備やそれに基づく教育研究の活性化など、各法人の強みや特色を生かした様々な改革に取り組んできた。

また、国においても、例えば第3期中期目標期間において、各法人の機能強化の方向性に応じて運営費交付金を重点配分する仕組みの導入や「大学共同利用機関検証ガイドライン（令和2年3月）」に基づく各大学共同利用機関の検証の実施など、各法人における改革を促し、後押しするための措置を講じてきたところである。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに当たっては、大学共同利用機関の教育研究の特性への配慮や自主性・自律性の確保の必要性等に留意する必要がある。

このため、大学共同利用機関法人の組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づいて講ずる措置としては、文部科学大臣が見直し内容を示すとともに、それに基づいて、国が大学共同利用機関法人に負託する役割や機能に関する基本的事項を大学共同利用機関法人中期目標大綱として提示することを中心とする。

その際、見直し内容及び大学共同利用機関法人中期目標大綱については、個々の法人ごと又は各法人の具体的な組織・業務に言及するのではなく、全ての法人を対象として全般的に示すこととする。そのため、その内容は、全ての法人に一律に実施することを求めるものではなく、中期目標の実際上の作成主体である各法人において、目指す機能強化の方向性に応じて、中期目標及び中期計画の素案等に適切に反映することを求めるものとなる。

2 基本的な方向性

第4期中期目標期間に向けて、大学共同利用機関法人には、我が国の研究力向上を牽引する役割はもとより、国立大学法人とともに、社会の様々なステークホルダーと関わり合いながら自律的な発展を続け、新しい価値を共創する経営体へと転換することで、我が国の社会変革を駆動し、先導する役割を期待する。

その観点から、国としての必要な関与と大学共同利用機関法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた大学共同利用機関法人と国との関係における新たな枠組みを構築するため、大学共同利用機関法人中期目標大綱を示すこととする。その上で、各法人に対しては、各大学共同利用機関の検証結果を踏まえつつ、大学共同利用機関法人中期目標大綱の中から、6年間で自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、これまで以上に、機能の質的向上を目指し、中期計画において、自ら高い到達目標を掲げるとともに、その目標を実現する手段や目標の達成を検証することができる指標を明記すること等を通じて、自らの進むべき方向性を社会に提示することを求めるものである。

第3 大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直し

令和2年12月に国立大学法人評価委員会が取りまとめた「大学共同利用機関法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」を踏まえ、第4期中期目標期間に向けた見直し内容を以下のとおり示す。

この見直し内容は、別に示す大学共同利用機関法人中期目標大綱の基本的な考え方となるものであり、各法人においては、この見直し内容に沿って検討を行い、その結果を中期目標及び中期計画の素案に反映することを通じて、意欲的・戦略的な取組を実現していくことが求められる。

1 組織の見直し

(1) 我が国の学術研究を先導する研究組織改革

- ・ 国立大学改革の動向を踏まえつつ、我が国を代表する国際的な共同研究拠点として当該学問分野の発展をリードし、共同利用・共同研究機能の向上や新たな学問領域の創成を図る観点から、機構長のリーダーシップの下、機構内の組織再編等による新たな研究組織の整備や、機構の枠組みを越えた体制の構築等を進めていくことが必要である。
- ・ 時代の要請に応じて、新たな学問分野の創出に戦略的に取り組むことが重要であり、検証結果に基づき、各研究分野の動向、大学の研究者のニーズ、将来性等を踏まえ、再編・統合等を含め、各大学共同利用機関等の在り方を検討していくことが必要である。

2 教育研究、法人運営等の業務全般の見直し

(1) 教育研究等の質の向上

① 共同利用・共同研究の実施体制等の充実

研究環境の向上を図り、異分野融合・新分野創成を促す観点から、大学等の学術研究の動向及び国公立大学等研究者コミュニティのニーズ等を踏まえ、競争的資金や民間資金を含めた外部資金等も活用しながら、共同利用・共同研究の実施体制の見直しや利便性の一層の向上等に努めることとする。とりわけ、ポスト・コロナにおける新たな社会に向けて、オンライン・リモート体制の強化等の対応を図ることが必要である。

② 多様な研究者の採用の推進

多様な研究者の参加による共同利用・共同研究を促進する観点から、研究者の流動性を一層高めるとともに、若手研究者の自立的な研究環境の整備を推進することとする。また、研究者の採用や配置に当たっては、女性、若手、外国人等を積極的に登用し、他機関での経験も考慮するなど、多様な構成とすることや、能力の一層の活用に積極的に努めることとする。

③ 当該分野における中核拠点機能の強化

新たな学術領域の創成に資するとともに、上記の多様な研究者の参加を促進させる観点から、人事面・予算面における機構長の裁量を一層拡大することとする。機構長裁量経費については、成果を可視化し、より効果的に活用するよう努めることとする。

学術研究の大型プロジェクトの戦略的推進において、自ら大型プロジェクトの実施主体となるだけでなく、研究者コミュニティの合意形成に向けてコーディネート機能を担うなど、広範かつ積極的な役割を果たしていく必要がある。

各大学共同利用機関等が、大学や研究者コミュニティ全体を先導し、最先端の研究を行う中核的な拠点となっている分野においては、当該機関等が中心となり、関連する研究分野の共同利用・共同研究拠点その他の研究機関とネットワークを形成し、それぞれの役割を明らかにした上で、相互補完的に協力して研究を推進するための体制を構築することとする。

④ 人材育成機能の充実

大学共同利用機関等が有する最先端の大型装置や大量の学術データ等を有効に活用して、研究者人材の実践的な育成を進める観点から、基盤機関として参画する各大学等との組織的な双方向連携による研究活動等を一層進めることとする。

博士課程の学生に優れた研究環境の下での研究参加の機会を与え、実践的な研究指導を行うという大学共同利用機関の教育の強みを最大限に伸ばしていくことが重要であり、総合研究大学院大学との連携等により、大学院教育の更なる充実を図るとともに、こうした活動について社会に向け分かりやすく発信していくこととする。

⑤ 物的資源のマネジメントの充実

研究施設・設備については、研究者のニーズや稼働率等に基づき、保有する施設・設備の重点化を図るとともに、全国の大学等の研究機関と協力して、ネットワークを構築し、参画大学等が所有する研究設備を相互利用できる環境を整備するなど、可能な限り設備の共用化を進めることとする。

⑥ グローバル化の推進

急速に進むグローバル化の中で、人材・システムのグローバル化を一層推進するため、国内外の優秀な研究者を集め、国境を越えた共同研究等を行うなどにより、国際的に活躍できる人材の育成や優れた研究成果の創出を図っていくこととする。また、一国だけでは整備・運用が困難な施設・設備については、国際的な役割分担・推進体制を明確にした上で整備・運用し、国際的に共同利用することとする。

⑦ イノベーション創出に向けた産学連携の推進

産業界等との連携を強化し、優れた学術研究の成果をイノベーションに結びつけていくため、各大学共同利用機関等が産業界等にも開かれた研究機関であることについて分かりやすく発信するとともに、産業界等の研究者に対するサポート体制の充実、産業界等との調整に当たる人材の確保等を進めることとする。

(2) 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営

① 機構長を中心としたガバナンスの強化

各法人において、自らのガバナンス体制を絶えず見直していくことで、機構長のリーダーシップの下で、強靱なガバナンスを構築することとする。

その際、研究者コミュニティや社会のニーズを的確に反映し、幅広い視点での自律的な運営改善に資するため、経営協議会及び教育研究評議会の運用の工夫改善を図る、産業界等の外部人材の登用を促進するなどにより、様々な機構外の者の意見を法人運営に適切に反映していくこととする。

また、各法人の実情に応じて、その有する機能を最大限発揮できるガバナンスを確保することが重要であり、例えば、法人経営に必要な能力を備える人材の計画的な育成・確保、社会の変化に応じた高度な専門職の登用・配置等を充実することとする。

監事は、財務会計だけではなく、法人の経営全体が適切かつ効率的に機能しているかについて監査することが求められている。監事のうち少なくとも1名を常勤とする法改正の趣旨を踏まえつつ、監事の支援体制の整備・充実等により、より効果的・明示的に牽制機能を果たすための体制を整備することとする。

② 人事給与マネジメント改革の総合的な推進

教育研究機能の強化に向けて、人的資源を最大限に活用するため、年齢構成の適正性の確保や人材の多様性を勘案した中長期的な人事計画の策定、意欲や能力を引き出すことを目的とした適切な業績評価と処遇への反映やそれを軸とした新たな年俸制の適用、さらには、若手教員の雇用確保や外部資金の人件費への活用及びこれらを念頭においたテニユアトラック制度やクロスアポイントメント制度の効果的活用等、人事給与マネジメント改革を総合的に推進することとする。

③ 自律的な経営に向けた体制の強化

各機構の実態や目指す方向性を踏まえつつ、適切な会計マネジメントの下、外部資金の獲得や寄附金等に加え、規制緩和措置を踏まえた適切なリスク管理に基づく、効果的な資産運用や保有資産の積極的な活用等を通じて、財源の多元化を進めることとする。

国（国立大学法人評価委員会）による毎年度の業務実績に係る評価を行わ

ないこととする法改正の趣旨を踏まえた上で、大学共同利用機関法人には多額の公的な資金が投入されていること、その存立は社会からの負託によるものであることを認識し、社会への説明責任を果たすため、客観性と外部性を確保しつつ、徹底した自己評価を自ら実施してその結果を公表するとともに、各機構の実情や果たしている機能、研究活動の成果、社会に対する貢献内容等を国民に分かりやすい形で示すように積極的に情報発信することとする。

④ 効果的・効率的な法人運営の推進

効果的な法人運営を進める観点から、職員の適切な人事評価に応じた処遇、リサーチ・アドミニストレーターなどの高度な専門性を有する者等の多様な人材の確保と活用、ポストドクター等のキャリアパス支援の確立を図ることとする。

効率的な法人運営を行うため、他の機構や大学との事務の共同実施等の推進、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築など、他の機構や大学と連携した取組を行うこととする。

⑤ 共創の拠点としての施設・教育研究設備の整備

教育研究の機能強化と、地域・社会・世界への一層の貢献のため、多様な研究者・学生との共創や地域・産業界との共創の拠点を形成することが重要であり、その実現を目指す観点から、施設について、老朽改善整備による長寿命化などの計画的な施設整備の実施、施設マネジメントの推進、多様な財源の活用などに取り組むとともに、教育研究設備について、法人全体でのマネジメントによる戦略的な整備・共用等に取り組むこととする。

⑥ 効果的・効率的な業務運営に向けたデジタル化の推進

デジタル技術の活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて機能を高度化するとともに、そのために必要な業務運営体制を整備するなど、業務のデジタル化を一層進めることとする。

⑦ コンプライアンス・安全管理体制の充実

大学共同利用機関法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、コンプライアンスや内部通報・外部通報等における内部統制の仕組みの整備を図りつつ、内部規則を含めた法令遵守等の徹底、

危機管理体制の機能の充実・強化、不適切事案の再発防止に向けた取組等を進めることとする。

事故等を未然に防止するため、広く安全管理体制の強化を図り、役職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた取組を行うこととする。

⑧ 研究不正・研究費不正の事前防止と事後対応

社会からの負託を受けて研究を遂行する大学共同利用機関法人は、研究及びそのための研究費の使用に関して、適正性・公正性を厳格に担保する必要があり、引き続き、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、研究不正・研究費不正の根絶に向けた組織的な取組をより一層徹底することとする。

⑨ 情報セキュリティの確保

現在の社会において、情報・データの価値が高まる一方、サイバー攻撃や情報管理の不徹底に起因するセキュリティインシデントも多数発生している現状を踏まえ、既に実施している技術的対策や物理的対策をはじめ、組織や業務体制、学内規則、人材の確保・育成を含めた人的対策等、情報セキュリティ対策全体の抜本的な見直し・強化を図ることとする。

第4 制度改正等の措置

1 国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直し等

国立大学法人運営費交付金について、「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」の審議まとめでは、次のような提言がなされている。

- ・ 第4期では、大学共同利用機関法人が、我が国社会の公共財として、学術的価値だけでなく、社会、経済、国民生活等の進歩にどれだけ影響を与えることができるかということ国民・社会に説明して理解を得ていくことが必要であり、それを促進するため、運営費交付金において、各大学共同利用機関法人が社会的なインパクトを創出する取組を分析し、戦略的な強化に取り組むことを、6年間の中期目標期間を通じて後押しする仕組みとして「ミッション実現戦略分」を導入する。

- ・ 第4期において、大学共同利用機関法人が自律的・戦略的な経営を進め、ミッション実現を加速していくためには、定常的な活動に止まることなく、新たな活動展開が求められることを踏まえ、新たな教育研究組織整備や、国立大学法人・大学共同利用機関法人に共通する課題等に対応する取組に対する支援については、第3期に引き続き実施する。
- ・ こうしたミッション実現を支援するための一定の財源を確保しつつ、法人内資源の再構築を促すため、第3期に引き続き、第4期においても係数の仕組みが必要である
- ・ 運営費交付金の中で、一層の改革へのインセンティブとして、国立大学法人・大学共同利用機関法人の活動全体の実績等について、共通指標により客観的に評価を行い、その結果に基づいて配分する部分も必要であることを踏まえ、令和元年度から導入した「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について、アウトカム重視の指標への厳選や評価に当たってのグループ分け等について必要な見直しを行った上で、第4期を通じて運用する。

上記の提言等を踏まえ、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の構成、配分等の在り方について、必要な見直しを行う。

2 国立大学法人法の一部改正

第4期中期目標期間に向けて、大学共同利用機関法人の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）等により以下の措置を講ずる。

（1）大学共同利用機関法人のガバナンスの見直し

監事の監査体制を強化するため、常勤監事を必置とするとともに、機構長の職務執行について一層の透明性を確保するため、機構長選考会議に機構長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を機構長選考・監察会議とすること。

（2）評価指標の設定及び年度評価の廃止

中期計画の達成状況を可視化し、適正な業務運営を担保するため、中期計画に評価指標を記載することとするとともに、自律的な法人運営の実現を図るため、国による法人評価は、中期目標期間を通じた評価のみを実施するこ

ととし、毎年度の業務実績に係る評価を廃止すること。

併せて、各法人に対して、大学共同利用機関法人中期目標大綱及びそれに基づく各法人の中期目標・中期計画に基づいて徹底した自己点検・評価の実施及び公表を求めることとする。

(3) 大学共同利用機関法人による出資の範囲の拡大

大学共同利用機関法人の研究成果の社会還元及び財源の多様化による大学共同利用機関法人の財政基盤の強化のため、大学共同利用機関法人による出資の範囲を拡大すること。

3 組織・業務全般の見直し内容の中期目標・中期計画等への反映の確保

各法人の自主性・自律性を尊重しつつ、第3に示す見直し内容及びそれに基づいて国が示す大学共同利用機関法人中期目標大綱が各法人の作成する中期目標・中期計画の素案に適切に反映されているか等を確認し、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、必要に応じて中期目標・中期計画の素案の修正を求めるなどの措置を講じる。

第4期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱

大学共同利用機関法人は、平成16年4月に現在の4法人として発足して以降、3期にわたる中期目標期間を通じ、我が国の学術研究を支える共同利用・共同研究体制の中核として、その機能の強化・拡充を図ってきており、令和4年度から第4期となる中期目標期間を迎える。

大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関は、「大学の共同利用の研究所」という特徴を持つ我が国独自の研究機関であり、現在、4つの大学共同利用機関法人の下に17の機関が設置されている。各機関においては、個々の大学では運用が困難な最先端の大型装置や貴重な学術資料等を整備し、全国の大学の研究者の利用に供するとともに、大学の枠を超えた共同研究を推進している。

我が国の学術研究は、多様な研究活動を行う大学と、特定分野の研究を重点的に推進する大学共同利用機関が両輪となり、相互が補完し、切磋琢磨し合うことにより、その水準の向上が図られてきた。これまでの大学共同利用機関は、各分野の研究者コミュニティを基盤としつつ、開かれた運営により、国内外の研究者・研究機関とのネットワークを構築し、大規模プロジェクトを含めた共同研究や学術基盤整備などを通じ、各分野における中核的な研究拠点としての役割を果たしてきた。大学や研究者コミュニティと双方向の連携を図りつつ、最先端の学術研究を実施するとともに、大学院教育や若手研究者育成を行ってきており、それらの活動が、我が国における学術研究の多面的・重層的な発展につながってきた。

近年、国際的な競争が激しさを増す中、我が国の研究力は、論文数の伸びの停滞やトップ10%論文の国際シェアの低下に見られるように、諸外国に比べ相対的に低下している傾向にある。基礎研究の中心を担う大学及び大学共同利用機関が一層の機能強化を図ることで、異分野の融合や新分野の創成等を促進し、我が国の研究力の復権を牽引していくことが求められる。

さらに、現在の我が国は、気候変動やエネルギー等をはじめとした地球規模の課題に加えて、少子高齢化やそれに伴う生産年齢人口の減少等の課題に相対する課題先進国となっている。こうした課題に対処するためのグローバル化やデジタル・トランスフォーメーション(DX)、それらを基礎とした産業・社会構造の変革等も十分には進んでおらず、必ずしも世界に先駆けて課題解決を実現する地位にはない。このような中で、大学及び大学共同利用機関には、我が国の経済社会メカニズムを転換する駆動力としての役割が期待されており、従来担ってきた役割に留まらずその機能を拡張していく新たな段階を迎えている。

我が国においては、グリーン社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をはじめ、SDGs（持続可能な開発目標）への取組やESG

（Environment、Social、Governance）投資等の公共的な価値への投資など、経済と環境の好循環の促進を成長戦略の柱としている。成長戦略に基づく持続的な発展のための切り札として、大学及び大学共同利用機関が、その本領を發揮し、目指すべき社会の実現に積極的に寄与していくことが、強く求められるところである。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、未だその先行きを見通せない状況にあるが、その克服に向けた新たな国際協調と競争環境を生み出しており、我が国も、その大きな協調と競争の渦中にある。同時に、世界的な感染拡大は、これまでとは異なる次元での経済・社会構造の変革をもたらすことを予想させるとともに、研究活動をめぐる現下の課題として、人の移動の制限等を前提とした新たな研究スタイルへの移行を要請している。社会全体におけるDXの進展等も予想される中で、我が国特有の研究システムである共同利用・共同研究体制に求められる機能についても、今後、大きな変化が生じていくことが想定され得る。

こうした状況を踏まえ、大学共同利用機関法人においては、各大学共同利用機関がこれからの社会で果たすべき役割について深く考察し、その機能強化に向けた改革や、これを実現するための戦略的な経営を進めていくことがより一層重要となる。世界とのつながりの中、それぞれの強み・特色を發揮することで、新たな知を生み、蓄積し、社会変動を駆動する力へとつなげていくことが求められるところであり、このような観点から、機構長のリーダーシップの下、さらなる研究力の強化や共同利用・共同研究機能の向上等に取り組んでいく必要がある。異分野の融合や新分野の創出等を目指す観点からは、個々の大学共同利用機関の特性や研究分野等の違いにも配慮しながら、機関の枠を超えた取組を推進していくことも不可欠である。

併せて、異分野融合による研究力強化や人材育成の充実、運営の効率化などの課題に対しては、法人の枠組みを超えた対応を進めていくことも重要である。現在、4つの大学共同利用機関法人が国立大学法人総合研究大学院大学とともに検討を進めている「連合体」の取組については、これを適切に推進していくことが求められる。

なお、第4期における中期目標・中期計画の在り方等については、国立大学法人と同様、見直しの方向性が打ち出されている。すなわち、大学共同利用機関法人が、国からの負託に留まらず、広く社会からの信頼に存立基盤を有する存在として社会の期待に応えていくため、自律的な経営体として発展しながら、その持てる可能性を最大限活用して機能を拡張していけるよう、所要の制度改正が行われている。これにより、大学共同利用機関が、大学とともに、社会からの更なる信頼を獲得し、投資を呼び込む好循環を構築して、社会変革の駆動力として成長し続ける経営体に転換するこ

とを期待している。国としても、そのための環境構築に責任を持ち、大学共同利用機関法人が、多様なステークホルダーとの対話を重ねながら、社会と共創し、新たな社会に向けた取組を進め、自らの裁量で機能を拡張していくことを、積極的に推進するものである。

以上の観点から、第4期中期目標期間において、国から大学共同利用機関法人に、負託する役割・機能及びその発揮のために求められる体制の整備等に係る方向性について、次のⅠ～Ⅴのとおり示す。

各大学共同利用機関法人においては、自らの強み・特色を生かして果たす役割や機能をミッションとして位置付け、その達成のために法人全体を挙げて取り組む戦略的な取組及びそのための機能拡張の方向性等を明確にした上で、それらを第4期中期目標期間における中期目標・中期計画として策定し、自らが目指す方向性（ビジョン）について、大学、研究者コミュニティ等はもとより、広く社会に対して明確に提示していくことを求めたい。

Ⅰ 教育研究の質の向上に関する事項【16項目】**1. 研究【5項目】**

- ✓ 各分野の学術研究を先導する中核拠点として、国際的な研究競争の激化や国際協力の進展等の動向を踏まえながら、大規模プロジェクトをはじめとした世界最先端の学術研究プロジェクト等の推進を図り、世界最高水準の研究成果を創出して、当該分野における我が国のプレゼンスを高める。①
- ✓ 各分野の特性を踏まえつつ、学術的又は社会的な要請を踏まえた学術研究を戦略的に推進し、その卓越性を強化する。時代の変化にかかわらず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。②
- ✓ 国内外の学術研究の動向や社会の変化等にも対応しつつ、新たな知のフロンティアを開拓するよう、異分野の融合や新たな学問分野の創出に向けた研究活動を展開する。③
- ✓ 社会課題、地球規模課題等の解決に向けた研究成果の活用を促進するため、科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進めるとともに、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。④
- ✓ 若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、また各分野の研究者コミュニティの中核として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。⑤

2. 共同利用・共同研究【6項目】

- ✓ 実験施設、研究設備、情報インフラ・データ基盤等の研究基盤について、ユーザーのニーズを的確に把握し、かつ、関係機関との連携・分担等を考慮した上で、高度化、利用の利便性向上、研究のDXへの対応等を適切に進め、共同利用機能の充実を図る。⑥
- ✓ 文献、標本、バイオリソース等をはじめとした学術資料について、学術的価値を踏まえた適切な保存・維持管理を行うとともに、関係機関との連携・分担を考慮しつつ、強みを持つ分野の資料、利用ニーズの高い資料等の収集・整備を戦略的に進めるなど、共同利用機能の充実を図る。
各分野における共同利用・共同研究体制の中核機関として、データ駆動型サイエンス・オープンサイエンスの基盤となるデータの収集、公開・提供、利活用等への対応について、方針を明確化し、戦略的な対応を図る。⑦

- ✓ 博物館等における展示施設について、貴重な資料の収集・保存等に取り組むとともに、魅力ある企画展示等の積極的な展開、卓越した研究活動の成果を取り入れた展示内容の充実、利用者・学習者の視点に立った展示方法の改善等を推進し、大学の教育等に貢献するなど、大学共同利用機関としての特性を活かした展示機能の充実を図る。⑧
- ✓ 研究者コミュニティのニーズを踏まえつつ、開かれた運営により、幅広い研究者の参画を得てプロジェクト型や公募型の共同研究を推進するなど、各分野の中核としての共同研究機能の強化を図る。⑨
- ✓ 各分野における研究者コミュニティの中核として、新たな課題に対応するための研究者グループの組織化等を支援・促進するとともに、組織的連携の拡充、クロスアポイントメントによる人的交流の拡大など、大学等との組織間ネットワークの強化を図る。また、競争力の高い海外の研究機関等との連携構築を戦略的に推進し、これら機関との研究者交流等を促進する。
異分野融合の促進等をも視野に入れ、大学の共同利用・共同研究拠点との連携による共同利用・共同研究機能のネットワーク化を推進する。⑩
- ✓ ポスト・コロナ時代に対応した共同利用・共同研究機能のリモート化・スマート化など、新しい時代における共同利用・共同研究体制の基盤を支えるとともに、その新たな在り方を先導する取組を推進する。⑪

3. 教育・人材育成【2項目】

- ✓ 総合研究大学院大学との緊密な関係・協力による大学院教育について、大学共同利用機関が有する優れた研究環境を活用し、他大学の大学院教育との差別化、個々の学生のニーズへのきめ細かな対応等により、その強みを伸ばし、優秀な学生の獲得につなげる。連携大学院制度、特別共同利用研究員制度等による大学院教育への協力について、受入れ学生に対し、先端的・国際的な共同研究への参加機会を積極的に提供するなど、各大学共同利用機関の特色を活かした教育の充実を図る。⑫
- ✓ ポストドクター等の若手研究人材について、その育成方針を明確化し、多様な経験機会を付与しつつ実践的な研究指導を行うなど、大学共同利用機関の研究環境を活かした人材育成の充実を図る。また、これら人材の研究者としてのキャリア形成を支援する。⑬

4. 社会との共創【2項目】

- ✓ 産業界との連携による研究開発の推進について、研究者個人ベースでの受託研究・共同研究等に留まらず、組織対組織の連携の強化、オープンイノベーションの推進等に向けた取組を進める。特許等の知的財産の戦略的活用も視野に入れつつ、研究成果を活用する事業者への技術移転等の取組を進める。⑭
- ✓ 地域の多様なステークホルダーと連携し、地域の課題解決に資する研究開発等の取組を推進する。全国の地方大学や地方の研究者等に対し共同利用・共同研究の機会を積極的に提供し、これら大学・研究者等を通じた地方創生への取組に貢献する。⑮

5. その他【1項目】

- ✓ 社会が大きく変化する中、機関等の垣根を超えた組織体制の見直しを不断に行い、柔軟かつ機動的な組織の改編・整備を推進する。異分野融合による研究力強化や人材育成の充実、運営の効率化などの課題に対し、法人の枠組みを超えた対応を進める。⑯

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項【3項目】

- ✓ 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、機構内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、機構長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑰
- ✓ 大学共同利用機関の運営について、研究者コミュニティの意見を効果的に取り入れるとともに、その運営状況について積極的な情報発信を行うなど、開かれた運営の推進を図る。⑱
- ✓ 大学共同利用機関等の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、法人全体のマネジメントによるスペース配分や設備の整備・共用等を戦略的に進めるなど、効率的な整備・運用の推進を図る。⑲

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項【1項目】

- ✓ 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、法人内及び機関内の資源配分の最適化を進める。⑳

Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項【1項目】

- ✓ 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検等の活動に取り組み、自らの強み・特色と課題等を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況等に留まらず、研究教育の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話等を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。㉑

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項【1項目】

- ✓ 多様なデジタル技術の適切な活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル化を推進する。㉒

